

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第2号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
（東京都江東区亀戸六丁目41番20号 機缶健保会館2階）
- 2 登録、失効等の事由の別
法人の代表者の交代による法人の代表者の氏名の変更
変更前 前田 豊
変更後 野澤 英児
- 3 代表者の氏名
野澤 英児
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
所在地
栃木県鹿沼市流通センター46番地
- 5 行うことができる技能講習
栃基登第17号玉掛け技能講習
栃基登第32号フォークリフト運転技能講習
栃基登第91号小型移動式クレーン運転技能講習
栃基登第98号床上操作式クレーン運転技能講習
栃基登第202号はい作業主任者技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和6年6月21日

栃木労働局長

